

公益社団法人日本年金数理人会 定款

制定施行	平成10年 4月 9日
改定施行	平成12年10月19日
改定施行	平成13年 7月10日
改定施行	平成14年 4月 1日
改定施行	平成15年 5月26日
改定施行	平成16年 9月30日
改定施行	平成18年12月26日
改定施行	平成25年 4月 1日
改定施行	平成26年 4月 1日
改定施行	平成27年 5月27日
改定施行	平成29年 5月22日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）と称し、英文では The Japanese Society of Certified Pension Actuaries と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、確定給付企業年金法第97条第2項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項又は第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第176条の2第2項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の使命及び職責に鑑み、

その資質の向上及び品位の保持並びに年金数理の改善進歩を図ることを通じて、厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金等の財政の健全性の維持向上等、広く年金制度の普及、発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
- (2) 退職給付会計に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
- (3) 会員の品位の保持を図るため、行動規範の制定及び改廃を行うこと。
- (4) 年金数理の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。
- (5) 会員の資質の向上及び年金数理の改善進歩を図るため、研修及び啓発のための事業を行うこと。
- (6) 会員資格要件判定のため、能力判定試験を行うこと。
- (7) 年金数理人名簿に関する資料を管理すること。
- (8) 会報、広報誌その他刊行物の発行、出版等、情報を発信すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条

本会は、次の各号に掲げる区分に応じ、資格要件を定め、会員を置く。

(1) 正会員

年金数理人であって、次のいずれかの研修を修了した者

イ 本会が実施する職業専門性に関する研修

ロ イと同等の研修

(2) 準会員

次のいずれかに該当する者

イ 本会が実施する能力判定試験の全科目に合格した者

- ロ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の全科目に合格した者
 - ハ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の第1次試験の全科目に合格し、年金数理人を目指し、本会の運営に貢献することを希望する者
- (3) 名誉会員
本会の発展に貢献のあった者として、理事会で決定した者
 - (4) 特定会員
正会員又は準会員であって70歳以上の者のうち、会費の免除を申請して理事会で承認された者
 - (5) 賛助会員
本会の目的に賛同する法人
- 2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

- 第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める正会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。
- 2 準会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める準会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。
- 3 賛助会員として入会しようとする法人は、理事会において別に定める賛助会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。
- 4 正会員となろうとする者、準会員となろうとする者又は賛助会員となろうとする法人の入会は、理事会においてその可否を決議し、理事長が本人又は当該法人に通知するものとする。
- 5 正会員、準会員及び賛助会員については前項の理事会で決議した日をもって入会日とする。

(入会金及び会費)

- 第7条 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、会費規則に規定する入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 年金数理人名簿への登載を取り消され又は抹消されたとき。
 - (2) 退会の申し出があり、理事長がこれを受理したとき。
 - (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 法人が解散し又は破産したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 会費を納入期限後 1 年以上滞納し、理事会が退会の決議をしたとき。
 - (7) 特定会員であって、本会と 1 年以上連絡が取れず、理事会が退会の決議をしたとき。
- 2 前項第 2 号の規定に関わらず、第 9 条の規定により懲戒の手續きに付された会員は、その手續きが終了するまで退会することができない。

(懲戒)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員を懲戒することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の行動規範に違反したとき。
 - (3) 本会の名誉を毀損したとき。
- 2 懲戒処分は、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により行う。
- (1) 訓告
 - (2) 戒告
 - (3) 除名
- 3 懲戒処分は、その事由に該当すると認められる会員に対し、紀律委員会又は不服審査会の決議を経てこれを行う。ただし、前項第 3 号の場合には、紀律委員会又は不服審査会の決議を経て、当該会員に対し弁明の機会を与えたうえ、総会の決議により、これを決する。
- 4 理事長は、前項による紀律委員会及び不服審査会又は総会の決議について、当該会員に通知しなければならない。
- 5 その他必要な事項は別に定める懲戒規則の規定による。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(種類)

- 第 11 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。
- 2 前項の定時総会及び臨時総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

- 第 12 条 総会は、すべての正会員、準会員及び名誉会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員、準会員及び名誉会員 1 名につき 1 個とする。

(開催)

- 第 13 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員、準会員及び名誉会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 14 条 総会は、理事会の決議を経て理事長が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、日時、場所、目的及び審議事項を示した書類をもって、総会の日の 2 週間前までに通知しなければならない。
- 3 前条第 2 項第 2 号の請求があったときは、理事長はその日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

(権限)

- 第 15 条 総会は次の事項を決議する。
- (1) 行動規範の制定及び改廃
- (2) 懲戒規則の制定及び改廃
- (3) 実務基準等運営規則の制定及び改廃
- (4) 会費規則の制定及び改廃
- (5) 役員の報酬等並びに費用に関する規程の制定及び改廃
- (6) 理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の制定及び改廃
- (7) 理事及び監事の選任
- (8) 理事及び監事の解任
- (9) 会員の除名
- (10) 定款の変更

- (11) 解散
- (12) 短期借入金を除く資金の借入
- (13) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (14) 公益認定の取消し又は合併に伴う財産の贈与
- (15) 清算に伴う残余財産の贈与
- (16) 従たる事業所の設置
- (17) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（定足数）

- 第 16 条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員、準会員及び名誉会員の総数の過半数の出席により成立する。
- 2 総会に出席できない正会員、準会員及び名誉会員は、書面による議決権の行使又は他の正会員、準会員及び名誉会員を代理人とする議決権の行使をすることができる。
 - 3 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数に算入する。

（議長）

- 第 17 条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

（決議）

- 第 18 条 総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の過半数をもって行う。
- 2 総会においては、第 14 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、理事の解任に関する総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - 4 第 1 項の規定にかかわらず、次の総会の決議は、すべての正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名が、記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第20条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を会長とすることができる。
- 4 第2項の理事長及び前項の会長をもって代表理事とする。
- 5 理事長及び会長以外の理事のうち、5名以内を副理事長とすることができる。
- 6 代表理事以外の理事を本会の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(役員を選任)

- 第21条 役員は、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。ただし、会員でない理事は、理事の総数の3分の1以下とする。
- 2 理事長は、理事会の決議によって選定する。
 - 3 会長は、理事会の決議によって選定する。
 - 4 副理事長は、理事会の決議によって選定する。
 - 5 業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、本会の業務を執行する。
 - 3 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、理事長の委嘱を受けて本会の業務を執行する。
 - 4 副理事長は、理事長及び会長を補佐する。
 - 5 代表理事及び業務執行理事は3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、必要があると認められるときには理事長に対し、理事会の招集を請求できる。

(役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議に基づいて解任することがで

きる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員でない理事及び監事に対しては、役員報酬等並びに費用に関する規程に基づき報酬を支給する。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(設置及び構成)

第 27 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して、必要がある場合にはその職務に関し意見を述べなければならない。

(開催及び招集)

第 28 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 23 条第 3 項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、少なくとも開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。

4 理事長は、第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に係る実務基準等の制定及び改廃
- (5) 退職給付会計に係る実務基準等の制定及び改廃
- (6) 委員会規則の制定及び改廃
- (7) 能力判定試験規則の制定及び改廃
- (8) 経理規程の制定及び改廃
- (9) 謝礼等支出規則の制定及び改廃
- (10) 事務局組織運営規程の制定及び改廃
- (11) 総会に付議すべき事項
- (12) 前各号に定める事項のほか、総会の決議を要しない本会の業務の執行に関する事項

(定足数)

第 30 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において出席した理事の互選によりこれを定める。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、その提案について、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、

すべての代表理事が欠席した場合は、出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

(責任の一部免除)

第 34 条 本会は、法人法第 111 条第 1 項に基づく理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 7 章 評議員及び顧問

(評議員)

第 35 条 本会に、評議員 10 名以上 20 名以内を置くことができる。

- 2 評議員は、有識者又は学識経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員の任期は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。
- 5 評議員は再任を妨げない。
- 6 理事長は理事会に諮り、評議員の委嘱を解くことができる。

(顧問)

第 36 条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の要請により、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問は、本会の発展に貢献のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 5 理事長は理事会に諮り、顧問の委嘱を解くことができる。
- 6 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。
- 7 顧問は再任を妨げない。
- 8 顧問は、無報酬とする。

第 8 章 評議員会

(評議員会)

- 第 37 条 本会に、評議員会を置くことができる。
- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。
 - 3 評議員会は、本会の運営に関し、重要事項につき理事会の諮問に応じ
て審議を行い、理事会に意見を具申する。
 - 4 評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 9 章 会 計

(事業年度)

- 第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を経て、行政庁に提出しなければならない。
- 2 前項の書類は、定時総会に提出し、その内容を報告しなければならない。
 - 3 第 1 項の書類を変更する場合は、理事会の承認を受けなければならない。
 - 4 第 2 項に規定する報告の後で第 1 項の書類を変更する場合は、臨時総会を開催し、その内容を報告しなければならない。ただし軽微な変更を除く。
 - 5 第 1 項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。第 1 項の書類を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号、以下「認定法」という。）第22条第1項に規定する書類を、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿（第5条第2項の会員の名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則等)

- 第41条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に必要な事項は、経理規程に規定する。
 - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、経理規程に規定する。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第40条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

- 第43条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。
- 2 前項の決議については、第18条第3項の規定を準用する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の配当を行わない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委員会)

第49条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、又は審議する。

3 委員会に関し必要な事項は、委員会規則に規定する。

(事務局)

- 第 50 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長、副事務局長及び所要の職員をおく。
 - 3 事務局長及び副事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局組織運営規程に規定する。

(実施細則)

- 第 51 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 第 1 条 平成 27 年 5 月 26 日において当会の正会員である者は、第 5 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、当会の正会員とする。
- 但し、同日以降において第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号の規定により本会を退会した者が、再度当会の正会員となろうとするときは、この限りではない。

附 則

- 第 1 条 本定款は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。